

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

社会福祉法人 北ひろしま福祉会

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

1 本指針目的（基本的考え方）

感染症の予防及び蔓延防止に留意し感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図る事は事業所にとっては安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つうえで重要である。感染症の発生、又は蔓延しない様に必要な措置を講ずるための体制を整備し、安心、安全、適切なサービスの提供が出来るように本指針を制定する。

2 感染症の予防及び蔓延防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

北ひろしま福祉会では、感染症予防及び蔓延防止の為感染症対策委員会を設置する。

(2) 感染症対策委員会のメンバー

各事業所管理者、看護職員、その他必要に応じて招集する。

(3) 感染症対策委員会の開催

2か月に1回以上の定例会議及び緊急時の臨時会議を開催する。

(4) 感染症対策委員会の実施内容

- ①感染対策マニュアル、BCP計画の作成、見直し
- ②感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ③年1回以上の職員研修、訓練の企画、実施及び新任者に対する研修の実施
- ④感染発生時は速やかに発生の原因を究明し改善策を立案、実行し職員への周知徹底を図る。
- ⑤感染症対策委員会で作成された改善策を定期的に検証し見直しを行う。

3 感染予防策

利用者、職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。標準予防策は汗を除くすべての血液・体液・分泌物・排泄物・創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

「標準予防策の主な内容」

- (1) 手指衛生（手洗い・手指消毒）
- (2) 個人防護具（手袋・マスク・ガウン・ゴーグル・フェイスシールドなど）の使用
- (3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- (4) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の適切な処理）

4 感染症発生時の対応について

- (1) 利用者の健康管理上、感染症を疑う場合は速やかに事業所管理者に報告をすること。
また、事業所管理者は直ちに施設危機管理部長に報告の上必要な指示を行うこと。
- (2) 事業所管理者は感染症の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合は施設内に於いて速やかに対応を行わなければならない。また、利用者の状況に応じ家族、医師、看護職員等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
- (3) 感染症の発生、又はそれが疑われる症状が生じたときに利用者の状況やそれぞれに講じた措置などを記録すること。
- (4) 事業所管理者、もしくは施設危機管理部長（BCP発動後は感染症対策統括本部）は市町村の主管部門に電話及び所定のフォーマットにて報告する。また、状況に応じて保健所に報告し指示を求めるなどの措置を講ずること。
- (5) 日頃から感染症の発生、又は蔓延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し職員や来訪者の健康状態によっては出勤停止及び面会制限などの措置を講ずること。

5 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各事業所において感染症対策マニュアルを整備すると共にマニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する
- (3) 「介護現場に於ける感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に務める。

6 指針の閲覧

「感染症の予防及び蔓延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

本指針は、令和6年3月1日から施行する。